

平成27年3月2日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

福祉文教委員会

委員長 関矢孝夫

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 3月2日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、新斎場建設事業について執行部から説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、国民健康保険に係る平成27年度税制改正について執行部から説明を受け、質疑を行った。また、医師等修学資金返還請求訴訟に関する経過について執行部から報告を受けた。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第23号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第24号 魚沼市保育園条例の一部改正について
- (3) 議案第25号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び魚沼市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第26号 魚沼市子育て支援センター条例の一部改正について
- (5) 議案第27号 魚沼市介護保険条例の一部改正について
- (6) 議案第28号 魚沼市市民会館条例の一部改正について
- (7) 議案第29号 魚沼市体育施設条例の一部改正について
- (8) 議案第30号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- (9) 議案第31号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- (10) 議案第32号 魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (11) 議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (12) 議案第34号 魚沼市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- (13) 議案第35号 魚沼市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- (14) 議案第36号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (15) 議案第37号 魚沼市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について
- (16) 議案第43号 市有財産の処分について（湯之谷工芸用地）
- (17) 議案第44号 魚沼市斎場外構等整備工事請負契約の変更について

2 調査事件

- (18) 所管事務調査について
 - ・新斎場建設事業について
- (19) 閉会中の所管事務等の調査について
- (20) その他
 - ・国民健康保険に係る平成27年度税制改正について

3 日 時 平成27年3月2日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

- 5 出席委員 大平恭児、志田 貢、遠藤徳一、渡辺一美、関矢孝夫、森島守人、
(浅井守雄議長)
- 6 欠席委員 なし
- 7 説明員 大平市長、星教育長、青木福祉課長、金澤健康課長、真島環境課長、
森山教育次長、中村厚生室長、山田介護福祉室長、椿環境対策室長、
高橋子ども課長、小林介護福祉室係長、戸田子ども課副参事、
今村子ども課主任
- 9 書記 小幡議会事務局長、関主任
- 10 経過

開 会 (9 : 59)

関矢委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審査します。

(1) 議案第23号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

関矢委員長 日程第1、議案第23号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

森山教育次長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

大平委員 就学指導委員会の中身と頻度、あるいはどういうことを審議されたのかお伺いします。

森山教育次長 就学指導委員会の主な仕事としては、小学校1年生に上がるお子さんで気にかかるお子さんについて、普通学級がいいのか特別支援学級がいいのか、またはその前段として普通学校がいいのか特別支援学校がいいのか、その子どもに合った学級、学校はどのようなところかというところを検討して決定することです。

大平委員 頻度と、教育支援委員会となるとどのように内容が変わるのか、その辺も含めてお願いします。

森山教育次長 就学に間に合わせる時期が一番多いのですが、それとは別に随時、年度の途中であっても普通学級から支援学級に移る必要がある場合については委員会を開きますし、逆に支援学級から普通学級という場合もございます。今は就学前の話をしてしまいましたが、就学後についてもそういった変更がありますので、今までも就学指導委員会という名前以上に、1人のお子さんに対しての支援をずっと続けてきているという観点からすると、支

援委員会という名前のほうがふさわしいということです。今現在もそういった活動をしているということです。

大平委員 確認しますが、名前が変わるだけで内容はかわらないということでしょうか。

森山教育次長 基本的には今も支援委員会にふさわしい活動をしていますので、内容的には変わりがないというふうに思っております。

渡辺委員 就学指導委員の皆さん方というのは、今現在どのような方々がなられていますか。

森山教育次長 1号委員から4号委員、プラス専門員ということでお願いしている方がいます。1号委員については、精神科医で、2号委員は、小中学校及び特別支援学校の校長及び担当職員です。3号委員は、保育園の園長や行政関係職員です。4号委員は、私立幼稚園にお願いしています。専門員は、それぞれ学校の関係者と小出特別支援学校の関係者にお願いしています。

渡辺委員 これまでの委員会の活動の中に全国的な流れですとか、そういった研修的なことはしていますか。

森山教育次長 委員は、それぞれ専門的にやっておられる立場の方が多いです。

森島委員 提案理由ですが、文部科学省の助言に伴いということですので、あくまでも法律で定めることではないということによろしいでしょうか。

森山教育次長 そうです。

森島委員 全国的あるいは県下の、今までの就学指導委員会から教育支援委員会に変更するという方向ですか。

森山教育次長 そのように思っております。近隣ですと長岡市が24年度から、小千谷市は26年度から、南魚沼市と十日町市は現在確認しておりませんが、こういう考え方で大部分のところで変わってくると思います。

森島委員 今のお話だと24年度からこういう助言が文部科学省からあったということですか。長岡市が24年度からということですから、これ以前にあったということによろしいでしょうか。

森山教育次長 助言の時期ははっきりしませんが、かなり以前から就学指導委員会が先ほど申し上げたような活動をしておりますので改名されたところがあります。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第23号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第24号 魚沼市保育園条例の一部改正について

関矢委員長 日程第2、議案第24号 魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長 ありません。

関矢委員長　これから質疑を行います。

渡辺委員　ひかり保育園のほうですけれども、このまま分園として30年度より統合ということで本会議では説明がございましたけれども、27年度より小規模保育の移行も考えながら準備していくということもあるのではないかと思いますけれども、そのあたりは教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

森山教育次長　ひかり保育園については、保護者の合意を得てそのように決めさせていただいておりますので、私どもの考えは今の方向で進めていくということです。

渡辺委員　ひかり保育園の保護者や地域の方だけではなく全体的に新制度についての周知がなかなかできていなくて、地域型保育ですとかどういう支援がこれから展開されていくのかということを知らない方々が多いです。そういった中では、小規模保育がどういうものであるのか、しっかりと情報提供をして、そして新制度を知らないのかこのまま移行でいいですよと言っているのか、あるいは、それはわかったけれども30年4月でいいのかということでは、全く意味が違って来るかと思しますので、新制度の説明会等をするべきではないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

森山教育次長　市内全体の考え方として、説明会という形かどうかはわかりませんが周知を図っていきたいと思います。

渡辺委員　より多くの方々に知っていただかなければいけない新制度ですので、その中で変わってくる可能性もあるというふうに考えたいと思います。

志田委員　ひかり保育園がつくし保育園の分園になり交流を深めるという説明が本会議でありますが、発表会などは園長が兼務の中でどのように対応するのですか。

森山教育次長　先般、両保育園の園長に集ってもらい、どういう交流ができるか、どういった事業が一緒にできるかという話し合いを行い、いくつか挙がっています。その結果を今月3日と10日にそれぞれの保育園の保護者の皆さんにお話ししたいと思っています。

関矢委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第24号 魚沼市保育園条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第25号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び魚沼市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について

関矢委員長　日程第3、議案第25号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び魚沼市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長　ありません。

関矢委員長　これから質疑を行います。

渡辺委員　この度医療費助成が拡充されるということで評価させていただきたいと思えます。その上で、近隣の医療費助成がどのようになっているのか確認させていただきたいと

思います。できれば魚沼圏域といわれるところだけでも結構ですので回答いただきたいと
思います。

森山教育次長 近隣まで調べておりません。

渡辺委員 それでは、私のほうから調べてきておりますので、まずは、やはりこういうこと
をするときに、近隣がどうなっているのかということくらいは把握した上での拡充でなけ
れば、自分たちのところに子育て支援がどれだけよくなるとか、地域からどれだけ信頼さ
れるようになるのかということの判断にならなきゃいけないと思いますので、そこはき
ちんと把握していただきたいと思っております。その中で、小千谷におきましては、これ
までの魚沼市と同じ条件でございました。そして湯沢町、十日町市、津南町においては、
条件は同じですけれども年齢が高校卒業までということでございます。そして南魚沼市は、
今までの魚沼市と一緒に中学卒業までではございますけれども、入院と通院に関しまして
はゼロ歳から4歳までが全額補助ということでありまして、そういった意味で、今回魚沼市
が入院につきましては中学卒業まで補助するということについて、どういうふうに判断す
るかは別にしても、拡充したということについては評価できるものではないかなというふ
うに思っておりますけれども、ここでちょっと聞かせていただきたいんですが、例えば南
魚沼市が4歳まで通院を全額補助しておりますけれども、魚沼市がこれに加えて通院を就
学前なりあるいは4歳まで補助すると、どのくらいの予算的な増額が必要かということは
調べておりますか。

森山教育次長 そこまでの検討はしていません。

渡辺委員 予算委員会もありますので、委員会までに調べていただければと思います。

遠藤委員 他の自治体の新聞発表を見ますと、地方創生という枠の中でやっているようです
が、魚沼市においても地方創生に関連しての医療費助成という位置づけでしょうか。

森山教育次長 基本的には全てがそれに通じると思っておりますが、今回は子ども・子育て
支援の一環としての対象範囲の拡大です。

遠藤委員 どれくらいの利用者が対象になるかということはあるんですが、財源等はどうか
ていますか。

森山教育次長 一般財源で、この分でおおむね240万くらいの予算増となります。

渡辺委員 この度の定例会で近隣で拡充するという事は調べてありますか。情報はありま
すか。

森山教育次長 私ども手持ちの資料は、昨年の6月現在でございます。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結
します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め
ます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第25号を採決
します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議な
し) 異議なしと認めます。よって、議案第25号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関
する条例及び魚沼市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のと
おり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第26号 魚沼市子育て支援センター条例の一部改正について

関矢委員長 日程第4、議案第26号 魚沼市子育て支援センター条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

森山教育次長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 こちらも土曜日の広場開放ということで拡充されるというところについては評価をしなければならないとは思っておりますけれども、近隣では日曜日でも利用できるということもあるんですけれども、本市としてはそのような拡充の方向性に行くための何か考えなりがありますか。

森山教育次長 これは25年度に行った子ども・子育て支援ニーズ調査の結果でそういうご意見があったということで、毎週土曜日を開放しようということになりました。今後については、その状況を見ながらということになるかと思えます。

渡辺委員 新制度を活用しながら子育て支援をしっかりとしていくことが地方創生の第一義だというふうにうたっていますので、そこをしっかりと捉えていただきたいと思っております。その上で、これは利用者のほうから問い合わせがあったことなんですけれども、例えば子育て支援センターに学童期になって子どもだけで行くと利用できないんだらうか、あるいはボランティア的なことを考えている方というか、子どもさんと一緒に遊ぶことが好きな方とかは、自分は子どもがいないんだけど近所の人を連れていくなり、あるいは登録する、しないではなく子育て支援センターに行くことによって、ある意味ボランティア的な活動ができないだらうかと、例えばお年寄りでも誰でも受け入れられるような支援センターなのではないかということをお聞きしたのですが、ここを利用する方々の制限というのは設けられていますか。

戸田子ども課副参事 今現在は就学前のお子さんを対象としております。ボランティアについては、今後検討させていただきたいと思えます。

渡辺委員 そうしますと、就学前のお子さんとは保護者だけの利用に今のところはとどまっているということで、それ以外の方が来た場合には、どのような対応をされておりますか。

戸田子ども課副参事 正確な数字は把握していませんけれども、就学前のお子さんと年上のきょうだいがいらっしゃる場合もあります。そういった場合に、線を引いてお帰りくださいということはおしてはしていません。臨機応変に対応しておりますが、対象は今現在は就学前のお子さんで、多く利用いただいているということです。

渡辺委員 就学しているお子さんが保護者を伴わないで来た場合には、今のところはどのような対応をされているかわかりますか。来ないのでしょうか。

戸田子ども課副参事 申し訳ありませんが把握していません。

関矢委員長 ほかに質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第26号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第26号 魚沼市子育て支援センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第27号 魚沼市介護保険条例の一部改正について

関矢委員長 日程第5、議案第27号 魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

青木福祉課長 (資料「議案第27号 魚沼市介護保険条例の一部改正説明資料(追加分)」により説明)

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 魚沼市の1期からの保険料の推移を見せていただきますと、全国平均よりも3期くらいまでは低い金額で推移しておりましたけれども、第4期のあたりで全国平均を超えたところ、第5期については平均近くなっているところがあるんですけども、3期から4期、あるいは4期から5期、どのような事情がありましたか。

青木福祉課長 提案時にもお答えさせてもらったんですが、なかなか分析が難しい面があるかと思えます。やはり施設の整備状況、高齢化率といったものが影響されているのではないかと考えます。

渡辺委員 私が議員になったのが21年からです。そのときにどうだったかということについては詳しくは説明を受けていないんですけども、考えられることといたしましては、やはり見通しを立てて保険料を設定するわけですので、見通しが例えばちょっと高めに設定してあれば、当然のことながら次のときには余剰金が出てくるので多少下がるということもあり得るかと思っております。ただ、もう一つ保険料を決定する大きなウエイトを占めるというのは、一番最後の資料になりますでしょうか、65歳以上から74歳、あるいは75歳以上の認定者の割合を見させていただきますと、やっぱり気になる数字があるなというふうに私は思えます。そのあたり、この数字を見て課長はどのように分析されておりますか。

青木福祉課長 きょうお配りしました資料の最後のページをご覧くださいと、75歳以上の比率が少しずつではありますが上がってきています。介護度別にサービスの限度額が設定されており、当然介護度が重くなればなるほど限度額が増加するということがあります。特に魚沼市の場合、75歳以上の認定の割合が多くなっておりまして、委員おっしゃるよう要因の1つかと考えております。

渡辺委員 これは、被保険者に対する認定者比ですので、第1期のころには84.9%だった認定率が今は93.3%ということで、約9%も上がっているわけです。ここを何とか9%まで上げない施策を一番重点的にしていかなければならないというふうに考えていますし、そのためにも恐らく地域包括ケアシステムの地域支援の事業をしっかりとしていかなければいけないというふうに思っておりますので、そのあたりの課長の分析なり、今後ここをどのように推移させていくことを希望しているのかどうか、また、計画を立てているのかお聞かせいただきたいと思えます。

青木福祉課長 委員おっしゃるように、本当にこれからは予防事業にいかに取り組んでいくかということが大事になってくると思えますし、また、ある一方、これは医師などのお話を聞きますと、魚沼市の場合には要支援の人数が非常に少ないと。要するに、要支援になるかならないかという状態の方が対応機関の診察といいますか、そういったことを受けず我慢をしているということもかなり影響していて75歳以上の比率が高くなっているということもあると思えます。そういった面も含めた中で地域支援事業の中で取り組んでいき

いと考えております。

渡辺委員 今回の保険料は、全国平均からすると500円も高いと。確かに新潟県内で比べれば同じくらいだということでもありますけれども、ということは新潟県が介護保険事業のいろんな施策が遅れていると解釈することもできると思います。そういった意味で、新潟県の平均と一緒にいいではなく、やはり全国平均に次の第7期のときにはもっていきけるような計画を立てることと、そしてまた次の段階では平均よりも少なくなるというような施策をしっかりと考えていく必要があるかと思うんですけれども、福祉課長はその辺はどうお考えでしょうか。

青木福祉課長 先ほど申しました予防事業等の取り組みもそうなんですけど、当然のことながら6期の計画の中では介護保険料の適正化という面からも取り組んでいきたいと考えています。

大平委員 今、渡辺委員もおっしゃっていました介護保険料なんですけど、5,100円が平成27年度から6,000円になると。非常に負担感が高い。今でも高いとおっしゃっている方も随分います。そういう中で、課長の認識は今回の改定で特に対象者と言われるような方々について、負担を増やすことについて市民の方がどのように捉えているか、見解をまずお伺いしたいと思いますのですが、どうでしょうか。

青木福祉課長 900円上がるということで内部でもいろいろ考慮して、基金の取り崩し等も含めた中で検討させていただいたんですが、やはり現状は制度を維持する上でこの額でお願いするしかないということで計画に上げさせていただいております。

大平委員 課長がおっしゃったように予防事業は非常に大事で、重度にならないための施策が今後魚沼市独自で求められると思います。しかし、900円アップは市民に重くのしかかってくると思います。所得が伸びているときであれば、そんな状況ももう少し緩和されるかなと思うんですけど、今はそういう状況ではありません。なおかつ年金や国保の負担感も大分高まっています。そういう中で、今後保険料について見直し、あるいは軽減措置等を考えていますか。

青木福祉課長 市独自の軽減措置は、現状ではなかなか難しい面がありますが、現在の国の補正予算等の絡みもある中で検討できないかということで内部では考えております。

志田委員 第9条の普通徴収の納期を8期から10期にするということは、毎月の負担を平準化するため大変いいことだと思うんですが、徴収の手間がかかることになると思います。その対応等はどうなりますか。

青木福祉課長 システムで対応しておりますので、業務量的に負担が増えるということはありません。

志田委員 これは、県内の他自治体でも納期を増やしている傾向にありますか。

青木福祉課長 調べて後ほどお答えします。

渡辺委員 先ほど大平委員から軽減措置はどうかということにつきましては、市単独で軽減措置はできないけれども国の補正予算の中で対応できるか検討しているという話でございましたけれども、前回のときにも少し指摘させていただきましたが、本来10%の消費税になれば、この間の説明でも0.3なり0.5なりの軽減措置を国は予定していたけれども今回先送りになったということですので、そのあたりの方たちというところは非常に厳しいものがあるというふうに考えております。今ほど検討しているというのでここで話しできな

いのかもしれませんけれども、話ができる範囲で国のほうから補正のプランが出ているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

青木福祉課長 先ほど申しましたのは、国のほうの今回の中で低所得者に対する対応という項目がございますので、その中で検討できればと考えております。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第28号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第27号 魚沼市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第28号 魚沼市市民会館条例の一部改正について

関矢委員長 日程第6、議案第28号 魚沼市市民会館条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長 (資料「機能移転後の入広瀬庁舎3階の利用計画(案)」により説明)

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 放課後児童クラブがここに来たということは、入広瀬にありましたこどもの家は今度どのようになる予定でしょうか。

森山教育次長 児童クラブは27年度中にこういう形にして、28年度から引っ越す予定です。27年度は今までどおりの建物で行います。現在の建物については、まだはっきり決まっておりませんが取り壊しになると思っております。

渡辺委員 そうしますと、ここに児童クラブ室と児童クラブ事務室がありますけれども、ここはまだ27年度中は使わないということになり、図書室もありますがこれも使う予定ではないということでしょうか。

森山教育次長 27年度中の工事、引っ越しということで、今ほどの3部屋についてはそのようになります。

森島委員 入広瀬生活改善センターが廃止され27年度に壊されるということです。その機能は3階の会議室や多目的ホールに移るとのことですが、飲食はこの中でできるのか。あわせて使用時間はどうなりますか。

森山教育次長 公民館の飲食は現在も認めておりますので、変わりありません。時間についても、守門庁舎の3階も同じような使い方をしてはいますが、それにならった形ですることになります。

森島委員 守門庁舎はどういう形ですか。

森山教育次長 夜間は夜10時までで、ほかの公民館と同じ扱いで考えております。

遠藤委員 多目的ホールということでありまして、28年度からは児童クラブということですが、トイレ設備等は、一緒になったときのことを考えると今後改修があるのでしょうか。

森山教育次長 児童クラブについては、小学生より上ですのでトイレの改修は行いません。

数については、公民館として使う時間帯と学童の時間帯がずれますので、増やさなければならぬとは考えておりません。

志田委員 生活改善センターの施設にかわる機能は、庁舎のどこを想定しているのかお聞かせいただきたいと思えます。

森山教育次長 集会所にかわる場所は多目的ホール、前の議場のスペース全部ということになります。

渡辺委員 入広瀬会館にあった食堂ですとか陶芸釜などは、1階にもうできているのか、もう少し詳しく説明をしていただきたいのですが。

森山教育次長 1階に体験活動室がありますが、これが入広瀬会館の婦人談話室という部屋に当たります。その部屋を改装して、なおかつ釜を移したということです。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第28号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第28号 魚沼市市民会館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第29号 魚沼市体育施設条例の一部改正について

関矢委員長 日程第7、議案第29号 魚沼市体育施設条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

遠藤委員 小出郷総合体育館の相撲場を事務室に改装してということですが、これは福祉センターにある事務所をそこに移すという方向でよろしいでしょうか。

森山教育次長 現在のところ、すぐ移すという考えではございません。将来的に体育館と福祉センターを分けて指定管理という考え方もありますので、今使っていない相撲場を事務室にもできるような形にしておいて、当面は物置のようになるかと思えます。

遠藤委員 福祉センターについては、まだ耐震工事がされていないわけですが、今後近い将来に事務室等が移った場合のあり方は、どのようになりますか。

森山教育次長 話の中ではいろいろ検討がされていますが、結論はまだ出ていません。

森島委員 提案理由に「広神体育センター多目的室の一般開放に伴い」とありますけれども、今までは一般開放していなかったんですか。

森山教育次長 一般開放はしていましたが、料金はとっていなかったということです。

森島委員 今までは全体で800円で、今度は両方借りると1,300円となりますが、全体の施設を見た中で均一をとるという料金設定という解釈でよろしいですか。

森山教育次長 そのつもりです。

遠藤委員 広神体育センターの上にはジムのマシンがあったと思いますけど、今はそれは利用率がほとんどなくてどこかに移転するのか、それともなくして開放するのでしょうか。

森山教育次長 以前は3台あり、堀之内体育館のトレーニングルームに移してあります。

志田委員 当市には相撲関係の団体等はありませんか。

森山教育次長 相撲団体がきちんと存在しているかは確認しておりません。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第29号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第29号 魚沼市体育施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10 : 53)

再 開 (11 : 03)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(8) 議案第30号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

関矢委員長 日程第8、議案第30号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

青木福祉課長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 提案理由は法改正に伴いということなんですけれども、この改正によってどのような施策がこれから展開されていく予定になるとか、そういったことを聞かせていただきたいと思います。

青木福祉課長 サービス事業所の基準を介護保険報酬の改定に伴って3年おきに見直しているということで、事業そのものに影響を受けるということは、施設の定員が増えた部分ではあるんですが、そのほかについては特にないものと認識しております。

渡辺委員 国のほうでは介護保険の2.7%引き下げというようなことが報道等で行われておりますので、そうするとサービスが低下するのではないかと、あるいはそこに勤めていらっしゃる方々の報酬等が下がるのではないかと懸念されている方々も中にはいらっしゃいます。ただ、私が知るところによると、どちらかというとな要介護度が上がらないように頑張っていくような質の高い事業所に対して加算していくですとか、そういった施策を打ちながら費用の抑制を図って、そしてまたそこに従事している方々の報酬等については上げていくというような情報も得ているんですが、この一部改正は、そことのつながりはどういふふうに解釈すればよろしいでしょうか。

青木福祉課長 去年の法改正によって国が地域へ帰すと、居宅介護のほうを重点的に行うというようなことになっておりますので、報酬改定そのものも今おっしゃるような内容の改定かと思えます。従事する方の報酬については、報酬自体は引き上げとなりますが、過去

を見ましても営業的に苦しい事業所においては、月給を上げる分ボーナスを引き下げると
いう対応も認められていましたが、その辺の細部については今、厚労省で検討しており、
事業所に通知が出るのではないかと認識しております。

大平委員 130ページ、23条の外部評価という文字が消えております。これについては、ど
のような認識を持っていますか。

青木福祉課長 申し訳ございません。確認して後ほどお答えします。

大平委員 133ページの78条、事故発生時の対応ですが、問題等があったのでこの文言をつ
け加えたのか、この認識はどうですか。

青木福祉課長 今まで省令では規定されていなかったんですが、市で対応するということにな
ります。

大平委員 129ページ、第9章、複合型サービスと看護小規模多機能型居宅介護は、名称が
変わっただけなのか、機能、役割そのものを変えるのでしょうか。

青木福祉課長 名称が変わるだけでございます。なお、市内には現在ありません。

大平委員 140ページ、151条を見ると、医師を置かない施設の対象を拡大するということ
でしょうか。

青木福祉課長 申し訳ございません。確認して後ほどお答えします。

渡辺委員 県で指定する介護事業サービスと、市で指定する地域密着型サービスですけれど
も、法が大分かわってきていますが、市が指定できる地域密着型サービスがどれくらいあ
って、当市ではどの程度の事業所があって、それぞれ各何箇所ということについては今わ
かりますか。

青木福祉課長 資料がありませんので、後でお答えさせていただきます。

渡辺委員 条例とはちょっと違うかもしれないんですが、当市は少し、先ほどの保険料にも
関係してくるかと思っているんですけど、事業所の数がもしかしたら足りないのか、それ
ぞれのサービスの機能があるものが足りないのかわからないところがあるので、今後勉強
の機会を設けさせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

青木福祉課長 一緒にさせていただきたいと思います。

大平委員 今、私の質疑にお答えいただけなく残念ですが、先ほどの渡辺委員の質疑に対し
影響はあまりないというお答えがありました。しかし、私は外部評価だとか、私の理解で
あれば医師がいない施設の対象範囲が拡大されるということであれば大きな問題だと思
うんですね。その認識があってこの条例を改正するために出してきたと考えていたんです
が、どうもそうではなかったという感じなんで非常に残念です。介護という問題は大きな
問題で、こういう条例改正が少しずつある度に何がどう変わるのか、やっぱり私たち委員
会で審査しなければいけないんですけれども、担当課がちゃんと把握してそれに答えられ
るようにしていただかないと。特に地域包括ケアシステムという大きな課題があるわけ
ですから、そこについて真摯に考えていただきたいと思います。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:16)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (11 : 18)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。ただいま議題となっている議案第30号については、答弁がなされていない質疑があるため、議案第44号の審査後に改めて議題とし、引き続き審査することとし、あわせて関連のある議案第31号、議案第32号についても議案第30号の審査後に審査することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

(11) 議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

関矢委員長 日程第11、議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 本会議で少しわからなかったところがありますのでもう一度確認させていただきたいんですけども、教育の行政からの独立性をどう確保していくのかというあたりは、どのように解釈すればよろしいでしょうか。

星教育長 本会議でもお答えしましたけど、一定程度は市長に権限移譲がなされているとは思いますが、基本的には独立性は担保されていると考えております。

大平委員 教育委員長がなくなっているということは教育委員会の代表がなくなるということですから大きな問題だと思います。今ほど教育長は、担保できるという答弁でしたが、独立性を保つために必要な教育委員会の代表がなくなるとするのは、私は形骸化される危険性があると思っています。これを教育長はどのように考えていますか。

星教育長 これも本会議でお答えしましたけれども、いいか悪いかの評価は、私は下せないと考えております。教育委員会の代表がなくなったわけではなくて、従来教育委員長が代表であったものを教育長が代表になるということです。従来教育長と委員としての教育長が重なりますので、その点では今までの教育委員会法に慣れてきた我々としては、まだ違和感がありますけれども、そのことと独立性云々ということはちょっと違うかなと理解しています。

大平委員 加えて申しますと、第3条、総務課のところに総合教育会議が入っています。これも今までなかったのを新たに加えるということです。しかも総務課に。私はこれも非常に違和感を持ちます。繰り返しになりますけれども、このことについてどのような認識でしょうか。

星教育長 この部分が今までなかったものとしてつけ加えましたが、一部が市長に移ったというところはここを指しています。大もとの地教行法第1条の4にあります。地方公共団体の長は総合教育会議を設けるものとすると規定しています。明らかに総合教育会議の主管は首長にあるということですので、私どもとしては市長部局である総務課としたこと

に問題はないものと考えています。

大平委員 教育委員会の委員長がなくなるので、委員のメンバーはどのようにかわるのか、変更がないのか、そして総合教育会議は今までなかった表現ですが、この内容はどのようなものか伺います。

星教育長 教育委員の数は4名です。教育委員会を構成する数は教育長を加えて5名であります。人数は変更ありませんが、従来の教育長は教育委員を兼ねていましたので、今度は教育委員を兼ねないで教育委員会のメンバーになることとなります。それから、総合教育会議の役割ですが、第1条の4第1項で「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」、同じく2項に「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」と規定されております。第1項では魚沼市で行うべき教育的大綱を検討するということですし、第2項では、ここに明記はされていませんけどいじめ等で重大な被害事項が生じたときには直ちに緊急の会議を開くべきというふうに理解しております。

遠藤委員 仮に市長部局が関連してきた場合に、具体的には先ほどのお話のほかにはどういったことが市長部局が介入できる部分に当たるのでしょうか。

星教育長 今までは教育大綱という言葉はありませんでしたけど、教育基本法に「教育振興計画を定めるよう努めなければならない」と書かれていましたけれども、努力義務規定のために魚沼市を含めて多くのところでは定めておりませんでした。恐らく定めさせるためにここに入れたのかなと思っております。従来ですと教育委員会が定めるべきところを、市長がリードして定めなさいということになりましたので、やはり予算権を持つ市長部局のあり方からいけばやむを得ないと考えております。

遠藤委員 以前、大阪市の橋本市長が介入しようと思って大反対にあって、執行部体制が変わるたびに教育行政が変わるのかとか、いろんな懸念事項があったわけではありますが、今後市長部局が絡むことによって、例えば物事の責任ですとか方向性ですとか、いじめ問題、教職員の不祥事等が仮にあったりした場合、そういったところの責任の所在は今度どうなるんですか。

星教育長 法律上は、今度は教育長がそういった場合の全責任を負いますので、法律上は明記されたと思っております。今までは委員長が責任を取るのか教育長が責任をとるのか、あまりはっきりしていませんでした。その場合でも非常勤の委員長が責任をとるのかというところもありましたので、なかなか難しい面があって、滋賀県のあのような事故の場合には時間がかかったと思っております。そういう点では整理されましたので、今後は教育長が責任を取ると法令上ははっきりしたと理解しております。

遠藤委員 では、市長部局の関わりとしますと、主には全般的には以前の教育委員会と何らかわらないけれども、予算措置を講ずるときに執行部がどうしても絡んでいる部分からこの部分を明確にしたということによろしいですか。

星教育長 基本的には、学校教育については教育委員会が責任を負いますのでかわっておりませんが、大綱というのはあくまで大きな枠でありますので、そこに市長の考え方が反映できるようにしたというだけであります。市長がこうなさいと言ったからといって、それが直ちにできるものではないと理解しております。

関矢委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第33号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(12) 議案第34号 魚沼市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

関矢委員長　日程第12、議案第34号 魚沼市教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長　ありません。

関矢委員長　これから質疑を行います。

大平委員　第2条について、今まではどういう形だったのかお聞かせください。

星教育長　新教育長は特別職になるので、本来の法令からいけば勤務時間に縛られない。今までは教育長は二面性を持っており、教育委員としては非常勤で、教育長としては常勤であり、教育長としての常勤というのは市の職員でありますので当然のことながら一般職の職員の条例が適用されていた。今度は教育長は特別職になったんですが、この上位法の地教行法で常勤とすると規定されていますので、勤務時間を含めた勤務条件を定める必要が生じたため、こういう規定になっております。

関矢委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第34号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第34号 魚沼市教育長の勤務時間等に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(13) 議案第35号 魚沼市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

関矢委員長　日程第13、議案第35号 魚沼市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長　ありません。

関矢委員長　これから質疑を行います。

大平委員　第2条(1)、(2)、(3)が変更されるということで、今はこれらの項目についてはないという理解でよろしいでしょうか。それと、そのほかに教育長が免除されることが今までありましたか。

星教育長　　いわゆる一般職としての教育長は、一般職の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用でしたので全く同じ扱いでございました。今度は、先ほども申しあげましたように特別職でありながら勤務時間が定められているため、職務に専念する義務の免除を定めたいということでもあります。中身は、一般職と同じです。

関矢委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第35号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第35号 魚沼市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(14) 議案第36号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

関矢委員長　　日程第14、議案第36号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長　　ありません。

関矢委員長　　これから質疑を行います。

大平委員　　本会議でもありましたが、第1条、実施が利用になるということについてもう一度説明をお願いします。

森山教育次長　　本会議で申し上げたのは、今までの考え方が児童福祉法の中では措置という考え方で、それが改正後は保育を必要とする子どもたちに必要の量に応じた保育を実施するというので、保育を利用するという考え方になったので、この表現になったのではないかとこの答弁をさせていただきました。

大平委員　　旧の第4条、保育の実施が全部削除です。これは児童福祉法第24条の規定にのって規定されていた記述でありますけれども、これそのものを削るという意味を私は非常に大きく捉えております。この辺の認識、削除しなければならない必要性があるのでしょうか。

森山教育次長　　このことについては、もともと児童福祉法で規定されていたことを再度規定している部分であります。今回改正されても、市町村が実施をすることについては何らかわりがないわけでありまして、児童福祉法に規定されている部分を削除したということでもあります。

大平委員　　第4条2項で市外の方の保育料が規定されております。今まではどのような対応だったのでしょうか。

今村子ども課主任　　これまでも保護者が負担するのは居住市町村の料金でした。その納付先が、これまでは居住市町村だったのですが、新制度においては公立の施設を利用する場合は利用先の市町村に支払うことになりました。料金負担の考え方は変わりません。

大平委員　　第10条、生活保護法のことについてありますが、これも削除されています。この

意味は、本会議でも質疑がありましたが、これを除くことでどのようにかわるのか、認識をお伺いします。

森山教育次長 現実的には何もかわらないで、細則に同じことを定めさせていただくということになります。

大平委員 私は非常に大きい問題と捉えております。条例に載せないということは、市が自由にかえられるという側面もあります。これは、生活保護で国民の権利として守られている部分であり、それを載せないというのは、私は少し違和感を覚えます。今度、新料金体系になったときに、これをそちらのほうに載せたということでしょうけれども、これらについて今までと同等程度のものなのか、それとも変更があるのか、その辺についてはどうでしょうか。

森山教育次長 内容については、わかりません。

渡辺委員 先ほどの大平委員の保育の実施のところについてなんですけれども、確認させていただきたいんですけれども、児童福祉法にうたわれている保育の実施の義務は、当然のことながら市町村に残っていると。ただし、魚沼市保育園条例の中では、保育を必要とするかどうかの認定が、これまでは市がしていたけれども今後は保護者のほうがきちんと、私は受けたいということ申請するということだけで、よほどのことがない限りは保護者の側が保育が必要なんだと認めればいいということになるのかと思うんですけれども、その認識をもう少し具体的に説明していただきたいと思います。

森山教育次長 今後は、言われるように保護者の方が保育を必要とする申請をして、それを市が認定するということになり、施設と保護者の間で契約が結ばれるという流れです。

渡辺委員 なので、今までよりは保護者の方々の希望が叶う方向で条例改正されていると解釈してよろしいでしょうか。

森山教育次長 今までというよりは新しい内閣府令の中で、本会議でも例をいくつか話をさせてもらいましたが、その基準に合えば市は認定させていただくということです。

渡辺委員 今までは市のほうに権限が大きかったというふうに私は解釈しているんですけれども、違うんでしょうか。保護者のほうの実情を割と優先にして、市のほうの、例えば施設が足りないということではなく、市はそれに対して整備するなり、保護者のほうが入りたいところをきちんと実施できるように整備していかなければいけないと私は捉えていたんですけれども、そのあたりはどういうふうになるんですか。

星教育長 魚沼市の保育園条例では、渡辺委員がおっしゃったところまでは踏み込んでいないと私は思っています。ただ、これまでは保護者に選択肢があまりなかった。どういう選択肢かといいますと、今度は標準時間と短時間というふうに保育時間が決められました。標準時間が11時間で、短時間が8時間です。認定基準が10くらいあるんですが、認定基準に照らせば当然11時間の標準時間になる方であっても希望すれば8時間の短時間を選ぶことが可能になりましたので、そういう意味では保護者の選択肢の幅が広がり、保護者の保育に対する意向が生かされる範囲が拡大されたということです。

渡辺委員 施設に対する選ぶ基準ですとかはどのようになりますか。

森山教育次長 現在とかわらず市内どこでもということです。小学校のように学区を設定して、ここの住宅の方はここにということではありません。

渡辺委員 今までもそうだけれども入れない方もいらっしゃるわけなんですけれども、その辺

は市は今後どうなるんですか。

森山教育次長 一般的な話として、施設には定員がございますので、先ほどお話ししましたように市内で近くに空いているところがあればそちらに行っていただくということも、未満児においてはあったかもしれません。

渡辺委員 ですから、魚沼市も当然児童の数が減ってきていますから3歳児以上であれば希望するところに入れますけれども、未満児については希望がなかなか叶わなかったところがあるわけですが、そのことについて今後はできるだけ保護者の希望に沿った形で魚沼市としては対応していくことが必要なのではないかというふうに思っているんですけど、この新法の中では、そこを魚沼市あるいは教育長はどう捉えていますか。

星教育長 未満児の多くが待機児童になっていたみたいなお話とはちょっと違うと私は思っています。今の時点で来年度の入園は既に決まっていますが、その時点では未満児であってもいっぱいだから別のところへということとはそれほどないです。多く発生するのは、年度の途中で預けたいというときには既にいっぱいになっていることがあったということです。その場合には、教育委員会で調整させていただいた経緯があります。

志田委員 206ページですが、幼稚園の授業料は規則に規定することとなるが、これまでの6,100円が規則ではどうなりますか。

森山教育次長 27年度の場合については、6,100円で変わりませんが、今の改正によって幼稚園と保育園が同じく施設型給付という関係になりますので、あまりにも幼稚園の料金と保育園の料金に差がありすぎて、幼稚園の料金を段階的に引き上げをお願いしたいと考えております。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第36号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第36号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:53)

再 開 (12:59)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。福祉課長より発言を求められておりますので、これを許します。

青木福祉課長 先ほどの志田委員と渡辺委員からの質疑についてお答えします。まず、志田委員からの納期の県内の状況ですが、12期が12市、10期が2市、9期が3市、8期が1市、6期が2市となっております。それと、渡辺委員からの事業所の数ということです。特定施設入居者生活介護については2事業所、居宅介護支援サービスの関係が14事業所、小規模多機能型居宅介護サービスが6事業所、認知症対応型共同生活介護が8事業所、地域密

着型特定施設入居者生活介護が1事業所です。

(15) 議案第37号 魚沼市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について

関矢委員長 日程第15、議案第37号 魚沼市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

森山教育次長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

大平委員 10万円以下の過料ということで、ちょっと厳しい表現に受け止めています。これは、具体的に近隣の市町村も歩調を合わせてこのような条例の制定なのか、どうなっているかお聞きします。

森山教育次長 ほかの自治体については、はっきり調べているわけではございませんが、当然定めていないところもあります。

大平委員 自主裁量で、法律では定めなければならない規定ではないと思います。自主的に行うものであると思いますので、どうしてこの過料を科す条例の制定に至ったのか、経緯はどうなっていますか。

森山教育次長 市の同じような条例についても、やはり過料の規定があります。また、今回法改正で市が認定をして、その上で保育を受けることとなりますので、それに伴う関係書類はきちんと出していただきたい。私どもが認定できるだけの判断がほしいという意味があります。

大平委員 2条の1項「正当な理由なしに」という文言があります。正当な理由というのは、誰がどのように判断すると考えているのでしょうか。

森山教育次長 行政のほうの判断だと思っております。

大平委員 行政の判断というのは、実際は教育長がやると理解してよろしいでしょうか。

森山教育次長 教育委員会の判断と考えております。

大平委員 文言自体が私は非常に違和感を覚えるんですけど、例えば申告あるいは申請ではなく「報告」という文言とか、「答弁」という言葉もあります。議会の答弁のような、条例にしては少しきつい表現になっているんですけども、この表現に関しては上位法にのっとって行っているということでしょうか。

森山教育次長 そのとおりです。

大平委員 この10万円というのは、ほかの条例にならって過料を科すということでしたが、例えば5万円とか少ない額についての検討はあったのかなかったのか、そこら辺はどうでしょうか。

森山教育次長 金額については、10万円という金額が高いと判断される方も安いと判断される方もいらっしゃると思いますが、10万円以下ということで事例に応じて判断させていただきたいということです。ですので、全部が10万円ということではございません。

大平委員 10万円以下ということでしょうか。

森山教育次長 そうです。

大平委員 今までに例えば虚偽の報告をしたとか、あるいは正当な理由がなくて物件の提出

がなかったという事例は、過去にはあったのでしょうか。

森山教育次長　どこまでさかのぼればいいのかわかりませんが、私が聞いている範囲では、今まではそういった事例はなかったと聞いております。

大平委員　過去に事例がないものをさらに罰則規定を設けるとするのは、それも違和感を覚えるんですけども、市民に対する周知についても多分文書にのっかってくるかと思えます。何か申請上げるときでも報告をするにも、その都度出てくるかと思いますが、非常に違和感を覚えるので、周知について今後どのようにやっていくのですか。

森山教育次長　現在、具体的な方法について考えておりますが、ただ、保護者の皆さん若しくは翌年度保育園に入る方が対象になるわけですので、そういった方についてはお話しできる機会にお話ししていきたいと思っております。

大平委員　（２）の物件の提出というのは、具体的に何を指すのでしょうか。

戸田子ども課副参事　こちらにつきましては、例えば就労証明書など保育を必要とする認定に必要な書類ですとか、前自治体で出していた支給認定証など想定してこのような表現としております。

渡辺委員　これは、保護者のほうに対しての過料に関する条例ですけども、逆に施設の側ですとかがきちんとしていないことに対する過料はどのようになっていますか。

戸田子ども課副参事　過料条例の第２条の第１号が保護者に関する事項になっておりまして、第２条の第２号が、法第14条第１項というのが事業所になっておりますので、両方同じ規定になっております。

関矢委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第37号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議あり）異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数であります。よって、議案第37号　魚沼市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（16）議案第43号　市有財産の処分について（湯之谷工芸用地）

関矢委員長　日程第16、議案第43号　市有財産の処分について（湯之谷工芸用地）を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

青木福祉課長　ありません。

関矢委員長　これから質疑を行います。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第43号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第43号　市有財産の処分について（湯之谷工芸用地）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(17) 議案第44号 魚沼市斎場外構等整備工事請負契約の変更について

関矢委員長 日程第17、議案第44号 魚沼市斎場外構等整備工事請負契約の変更についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

真島環境課長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 瑕疵担保責任を追及するべく今準備をしているというお話でございました。その部分に係るところにつきまして、この撤去費用二期の追加というところが設計変更理由の中に書かれておりますけれども、これを一括にして請求はしますけれども、瑕疵担保で請求を出すということは、今度は地権者の側に債権としてしなければならないと思うんです。そうすると、ここで可決して工事費としてあれしますけど決算とかそういう会計上の処理については、どのようになりますか。

真島環境課長 工事としては一連工事として1本で支出をさせてもらいますけれども、内容を精査して、それぞれ事業費を出して、それに基づいて前所有者に瑕疵担保責任ということで支払いをお願いするということになりますので、決算ですと工事請負費1本で出てくるのかなと思っています。

渡辺委員 決算のときに工事請負費1本で出てきてしまうと、それは申し訳ないんですけども相手方に債権として残っているということがわからないと思うんですけれど。

真島環境課長 負担をしていただく所有者に対しては、明細等をつけて請求する形になると思っています。

渡辺委員 私が心配しているのは、公会計で複式簿記にもなるわけです。そうすると、必ず相手方に請求を出すということは、一般的には債権としてしっかり残っていなければいけないわけですね。決算したときに。そのときに、決算の項目としてこれが工事請負費として出ているとすると、どこを債権が残っているんだということが明確にわからなくなると思うんですよね。その処理の仕方というのは、きちんとわかるようにしていただかないと、ちょっと厳しいかなという気がするんですけど。（「委員長、動議」と呼ぶ者あり）

真島環境課長 これは財政部局ときちんと打ち合わせをしているわけではございませんけれども、一般的には歳入の部分で調定を起こして、そこで残っていくと思っております。

渡辺委員 そのところは歳入のほうに残るのであれば、財源内訳としてということになるかと思うんですけれども、そのことがきちんとわかるような書類の流れを示していただきたいと思います。（「委員長、動議です」と呼ぶ者あり）

関矢委員長 今ほど遠藤委員から動議が出されましたので、遠藤委員。

遠藤委員 この上程されている案件について、地権者との瑕疵担保責任との問題等は、工事請負の追加でありますので、その辺をしっかりと整理をして、その後の地権者とのやりとりというのは、また違う場面で協議することもあるかと思っています。その辺整理して進めていただけたらと思うんですけれども。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (13 : 16)

休憩中に懇談的に意見交換

再開（13：17）

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。質疑を続行します。

渡辺委員 要するに、ここはわかりましたと。一連の工事費として相手方の工事業者の方に迷惑をかけるわけにはいきませんので、ここを増額しますと。ここは了解をいたします。ただ、ここが終わった後、決算のときにちゃんと債権が残るようなやり方がどのようになるのかということ聞かせていただかないと、本当に一連の工事として増額することがいいのか、あるいは撤去費用だけは別立てで考えたほうがいいのかということ判断できません。ですので、ちゃんとそういうこれまでの事例ですとか、あるいは事例がなかったとしてもほかの市がどういうふうの流れをきちんとしているですとか、伝票をどういうふう処理されていくのかということをきちん説明していただきたいということになります。

真島環境課長 先ほども申しましたとおり、ごみ処理により前所有者から負担いただく部分については、当然会計上は調定という行為を行います。調定には金額あるいは相手方の名前等が当然入ってきます。そういうことで書類等が整理されると考えております。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休憩（13：18）

休憩中に懇談的に意見交換

再開（13：19）

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

森島委員 担当課長から明示されるということですので、それはわかりました。工事請負契約の変更の内容については、ここに書いてありますように撤去工事あるいは土留工事の追加ということで増額されたと思いますけれども、これがごみの部分も含めて一括計上された中で、費目を分けなくても、要するに財源も合併特例債の中で支障はないのか、もう一度確認させていただきます。

真島環境課長 森島委員からお話がありましたように、合併特例債を主な財源としている事業であります。今のところは全体が起債対象経費ということになってはいますが、例えば今回のごみ処理の部分が瑕疵担保ということで請求をしたということになりますと、それについては起債の対象経費から除かれると思っております。したがって、その分については起債が借りられないということになるかと思っております。

森島委員 その部分の財源は、合併特例債には入らないということはわかりました。国、県と協議をされた結果、今の担当課長のお答えということで理解していいのでしょうか。

真島環境課長 私どもが直接県と交渉したわけではございませんが、財政課を通じてそう伺っております。

森島委員　先般、星野武男議員から、ごみの量が確定してから別個に発注してもいいのではないか、あるいは雪消えまで延ばしてもいいのではないかという質疑があったかと思えます。その辺について、これが現実として今工事ができていない状況の中で春先まで延ばしても差しさわりのないのかなと私は疑問に思います。その辺については、どういう処理で考えていますか。

真島環境課長　今回の変更については、先ほど申し上げましたとおり一連の工事ということで請負契約の変更で考えています。また、処分しなければならない廃棄物ですが、まだ現地に残っております。いずれにしても瑕疵担保云々という話になったときには、きちんとした金額を提示して前所有者に負担いただくことになろうかと思えます。そうしますと、なるべく早い時期に金額の確定を行っていききたいということでもあります。先般の委員会でも限度は1年間とお話しをさせていただいたと思えますけれども、なるべく早うちに金額を確定したいということで今回提案させていただきました。工事請負契約の変更については、議会の議決事項でございますので、その辺の日程を考えると今なのかなと思っております。

森島委員　産業廃棄物あるいは不法投棄ということで、これは当然行政ということになりますと担当課の環境課が前面に出て指導監督をしなければならない立場にあるわけであります。平成22年ですか、法改正により厳しくなったとも聞いております。その中で、このことについて担当課としては、私ども議会としても非常にいろいろな部分で市民からも聞かれることが多々あります。行政として県あるいは関係機関と十分な協議がされた結果なのかお聞かせいただきたいと思えます。

真島環境課長　最初に、産業廃棄物に関しては、担当は県になっております。県の出先として南魚沼環境センターが六日町にありますので、そこと連絡を取りながら処理について対応するというので、現地にも来ていただき確認などをさせていただいているところであります。

大平委員　産廃についてなんですけど、県と現地調査を含めてやっていると。不法投棄の可能性が高いわけで、もしこれが不法投棄であれば、普通のごみではないわけです。普通のごみではないわけなら、処理もやはり慎重に扱わなければいけない。しかも、大事な斎場建設の場所にあったということで、私は非常に大きな問題につながる可能性もあるというふうに懸念しているんです。なので、やはり拙速に決めないで、県との協議もされているようですから十分協議をして、どういう対応が一番いいのか明らかにして、そして地権者等の話し合いもあるでしょう。そこについて十分な協議をしたということを市民に明らかにした中で、そういうことを行うべきではないかなと思っているんです。課長の認識について、今ひとつはっきりしないものがあつたので再度お聞きしますけど、やはり産廃という認識、不法投棄かもしれないという認識を本当にお持ちでしょうか。

真島環境課長　一般論を申せば一般廃棄物以外のものは産業廃棄物ということに法律上はなっております。したがって、あそこにあつたものについては産業廃棄物だと認識しているところであります。

大平委員　不法投棄についてはどうでしょうか。

真島環境課長　不法にあそこに置いたとか捨てられたということなので、不法投棄物件ということになろうかと思えます。したがって、そういう対応をしたいと考えており

ます。

大平委員 対応するというのは、県との対応もあるでしょう。これからこの委員会でそういう不法投棄についてしっかり質疑をし、そして市民に明らかにするという立場をとるつもりでしょうか。それとも、この予算を通して粛々とごみを処理するという、あくまで予定どおり行うという立場でしょうか。

真島環境課長 基本的には法令に基づいた処置をしなければならないと考えております。その中で、不法投棄についてどういうふう処理すればいいかという部分についても、当然検討してまいりますし、必要に応じて委員会等にもお話をさせていかなければならないと考えております。

渡辺委員 全体の場所の中で、この産業廃棄物が出てきたところの上には、今のところ何ができる予定になっていますか。

真島環境課長 主には斎場の建物と前の駐車場です。

渡辺委員 斎場がここで、ごみが出てきたところはここですよというようなことがわかるような図面は提出できますか。

真島環境課長 今すぐは出せませんので検討させていただきたいと思います。

森島委員 確認させていただきます。今まで各委員からお話がありました。それを含めて伺いしますが、増額をした工事に対して、これは間違いがないのか。間違いがないということで提案されたんですから間違いがないと思いますけれども、確認させていただきたい。それと、渡辺委員が言われましたように債権の部分を含めてごみの部分、そして工事の部分がきちんと出てくるんだということを確認させてください。

真島環境課長 工事費についてであります。今現在、昨年の降雪前までの出来高あるいはこれから見込まれるものということで設計してありますが、ごみ処理についてはまだ数量が決定しているわけではございません。運び出してマニフェスト等で確認した中で金額が出てくるということですので、それに対応する金額の変更等は当然出てくるのかなと思いますし、そのほかのごみ以外の工事についても、まだ100%終わっていません。したがって、今現在考えられる部分については設計したつもりでございますけれども、何か出てきたときには、それに基づいた変更はもう1回なり出てくるのかなと思います。それから、財務会計上のことなんですが、財務課とも協議しながらきちんとした対応をしていきたいと思っております。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (13 : 32)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (13 : 41)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定

しました。これから議案第44号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第44号 魚沼市斎場外構等整備工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第30号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

関矢委員長 先ほど中断した議案第30号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを引き続き審査します。先ほど答弁がされなかった2件について答弁を求め、質疑を続行します。

青木福祉課長 午前中はご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでした。大平委員から質疑がありました第23条と第151条について、担当係長から答弁させますのでよろしく願います。

小林介護福祉室係長 まず、第23条につきましては、外部評価という部分が削除されておりますが、こちらの考え方についてご説明させていただきたいと思っております。本来、地域密着型サービス事業所につきましては、運営推進会議という会議がありまして、こちらのほうが第三者による評価ということで市町村それから包括支援センター、あるいは公正公平中立な立場にある第三者が出席する会議ということで従来ございました。これに加えて外部評価というものがございましたが、これについて今回の改正では、そもそも運営推進会議それから外部評価についても第三者評価という位置づけであるということでもあります。そうした中で、今回は自己評価を行ったものを第三者評価機関である運営推進会議のほうに報告した上で公表するという事になったわけでございます。

大平委員 二度同じようなことで、立場の人が客観的な評価をやると、だから外部の評価は要らないという理解でよろしいでしょうか。

小林介護福祉室係長 第三者評価が重複するという事で削られたということでもあります。

大平委員 しかし、実際行っているのはそうかもしれないんだけど、条文上はそうになっていないと私は思います。そういう部分で、これは条例ですので、実際は運用としてそうやっていると。二度同じような方たちが評価をするという形。でも、この条文上ではそうになっていない。私はここを重視しています。やっぱり行政の責任として客観的な評価を得るための担保として、この条文は欠かせないものと思うんですけども、実際問題そのような運営評価について支障があったのか、それともそれほどでもないのでしょうか。

小林介護福祉室係長 従来の外部評価という位置づけでございますが、こちらについては市町村や包括支援センターなど設置所在地の自治体が持って評価する機関ではございません。外部評価ということで、地域密着事業所を評価する専門の業者がございまして、そちらの業者にそれぞれの各事業所が外部評価の位置づけとして評価を依頼している。その評価した結果が公表されているということでもあります。今回につきましては、外部評価のもともと地域密着型、地域に根差した事業所でありますので、地元市町村、包括支援センター等の運営推進会議に自己評価を報告する。それを外部評価と位置づけるということでありま

す。これまでも外部評価の報告につきましては、こういった運営推進会議で報告がありましたが、これについて自己評価を運営推進会議に報告することをもって第三者評価とすることに特段の不都合はなかったと思います。

関矢委員長　もう一点の答弁を求めます。

小林介護福祉室係長　第151条につきましては、地域密着型介護老人福祉施設が加えられたものであります。これにつきましては、サテライト型居住施設の本体施設として新たに地域密着型介護老人福祉施設、いわゆるミニ特養といわれる規模の小さな特養でございますが、こちらの特養も本体施設となりうると改正されたことに伴って加えられたものであります。

大平委員　私が先ほど質疑したときの中身で、対象範囲を広げるということだと思っておりますけれども、それによって対象となる施設等は今はあるのか、今後増設、増床を予定しているところでこの対象になる施設がありますか。

小林介護福祉室係長　現時点では、介護老人福祉施設に該当する、あるいは移行する施設はございません。

大平委員　今後はどうでしょうか。計画にありますか。

小林介護福祉室係長　第6期事業計画におきましては、介護老人福祉施設の整備予定はありません。既存する介護老人福祉施設についても地域密着型への移行は予定されておられません。現在のところ予定はないということです。

大平委員　133ページ、第78条の2、事故発生時の対応というところで、新たに付け加えられた理由は、事例等があったのか、なかったのでしょうか。

山田介護福祉室長　今回追加になった部分につきましては、国の省令の部分で改正があったものでございます。その部分を追加したということで、事故の報告については、それぞれ事故があった場合には市町村に報告するよう決められておりますので、その都度報告がございましたが、今度は条例のほうできちんとうたっていくということでございます。

大平委員　市内で過去の事例としてどういう事故が起きて、そのときの対応に苦慮したということはありますか。

山田介護福祉室長　対応に苦慮したという事例については、私が福祉課に行ってからでございます。

渡辺委員　いろいろな調査等をして、外部評価等をして、報告をすると同時に公表という部分があったかと思うんですけれども、これまで魚沼市は公表というのはどこでされていたんでしょうか。

小林介護福祉室係長　外部評価の公表につきましては、事業所が公表することとされておりました、各事業所のホームページ等で公表されています。

渡辺委員　それについては、公表を例えば市が一括して行うとか、あるいは神奈川のほうですとそういうのを一括して見られる場所があるんですけれども、新潟県内とかそれから市にはそうやって一括で見られるようなホームページ等がありますか。

小林介護福祉室係長　今ほどお話がありましたように、新潟県としても各事業所の情報提供ということで整備が進められております。要するに、利用者がいろんな情報を持った中で選択可能とするためにということで、県のホームページ等で各事業所の一連の情報を整理して公表する仕組みが整備されるところであります。

渡辺委員　そこには、魚沼市の事業所は全て公表に向かって準備を進めているのかどうか。

それからまた、本市として指導なり研修なりしているのかどうかお伺いします。

小林介護福祉室係長 現在も新潟県のホームページから閲覧することができます。各地域密着事業所につきましては、運営推進会議等で情報提供に努めるよう指導してまいりたいと思っております。

渡辺委員 実は私はもう見ているんですけど、ただ、やはり精度が悪いんですね。きちんと利用者側が本当に欲しい情報が果たしてあるかということ、実はちょっとないところもありますので、そこら辺は県としっかりと協議しながら、そしてまた地域密着型は魚沼市が認定する事業所でございます。ですので、そここのところをきちんとできるような形に持っていただければと思いますので、そこがやっぱり担保されないと条例としてはやっぱり不十分だということになってくるかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

青木福祉課長 検討させていただきたいと思ひます。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第30号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願ひます。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第30号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (13 : 57)

再 開 (14 : 07)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(9) 議案第31号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

関矢委員長 日程第9、議案第31号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

青木福祉課長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

大平委員 166ページの第4条で、「知識を有する職員」、これが担当職員ということですが、この位置づけはどのような人を想定しているのでしょうか。

山田介護福祉室長 今回のこの条例の制定につきましては、今まで国が省令で定めていた部

分であります。それを今回第3次一括法で市のほうで条例で定めなさいということでもありますので、この部分については国の省令にならった部分で、保健師、介護支援専門員、社会福祉士などの職員です。

大平委員　ここには今言われた文言は書いてありません。これは規則で定めるのでしょうか。

山田介護福祉室長　規則で定めることは考えておりません。

大平委員　そうすると、この文言だと今言った方も対象かもしれないですけど、そのほかの方も考えられるということに表現としてはなりますが、例えば研修を受けたとか、あるいは知識を持っているというだけでこの職員となることもできるという意味合いを持つと思いますが、そこら辺は精査しておかないと、これは大事な分野であり、窓口となる職員ですので、はっきりさせるべきではないかと私は思うんです。やはり規則で定めるべきではないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

小林介護福祉室係長　指定介護予防支援に関する業務ですけれども、通常ケアマネになるとありますが、ケアマネの資格、受講して資格を取得するということで、保健師や有識者がケアマネの資格を取得した中で業務に当たるということであります。

大平委員　それを定めるわけですね。

小林介護福祉室係長　規則で定める予定はございません。

大平委員　第5条の2項で、支障がなければ施設長だと思いますが兼務ができるという意味合いだと思うんですけども、この判断というのは、ただし書きとしてあるわけで、これは自主的な表明で、要は施設を担えるという判断で兼務ができるということなんですか。

山田介護福祉室長　地域包括支援センターの職員は、指定介護予防支援事業所を兼ねております。ですので、支障のない部分であれば兼務は可能であると考えていますし、国の省令のほうでもそのような解釈でありますので、今回条例にも規定するということです。

大平委員　167ページの第6条3項の(1)「電子計算機に接続する通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する」という、選択できることもあります。これはパソコンで情報を得て入力できると、やりとりができるという意味合いだと思いますが、そういうことなんですか。それとも違うのでしょうか。

山田介護福祉室長　この部分につきましても、現在市のほうで行っているのは国の基準に基づいてやっておりますが、それを条例で規定したということです。情報のやりとりについては、今のシステムは条例どおりと考えております。

大平委員　イには閲覧等の記述もあります。「利用申込者又はその家族の閲覧に供し」となっていて、はた目から見ますと情報の流出等が心配ないのだろうかというふうに思うんですけど、どのような認識でしょうか。

山田介護福祉室長　個人情報については、国も非常に厳しくなっております。私たちもそういった個人情報の漏洩については十分注意をしておりますが、絶対ないかという部分については確約できない部分もありますが、保守管理を徹底した中で事故がないよう十分注意していかなければならないと考えています。

大平委員　174ページに担当職員の具体的な取扱い方針ということでかなり広範囲にわたって記載されていますけど、現在の業務と当てはめて非常に多くなるのか、それとも今までの延長で載せているだけなのか、そこら辺はどうでしょうか。

山田介護福祉室長 この部分につきましては、業務が多くなるということではございません。

従来も国の基準に基づいて行っている業務でございます。

大平委員 176ページの(9)サービス担当者会議というのがございます。これは、どのような形で今現在行われているのか。メンバーとできれば頻度もお聞かせください。そして、いわゆるケア会議との位置づけ、相関関係も含めていかがでしょうか。

小林介護福祉室係長 サービス担当者会議につきましては、各事業所においてプランの見直しの際に利用者本人、ご家族、事業所のケアマネージャー、相談員、所在していれば看護師が加わった中で、迎えるサービス期間における具体的なサービスの内容などについて説明、同意を得た中で次期のサービス計画を了承いただくという機会でございます。ケア会議との関連ですが、このサービス担当者会議では個々のサービス提供に係る利用契約に基づく会議で、ケア会議では困難事例等を含めた中で他機関も含めてどういった処遇ができるか検討する機関であります。困難事例があった場合にはケア会議に諮って関係機関の協力を得てサービス提供の幅を広げるというケースもあるかと思えます。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第31号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第31号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第32号 魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

関矢委員長 日程第10、議案第32号 魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

青木福祉課長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 地域包括支援センターの運営の基準がきちんと市の中で条例化されるということについては、市が責任をしっかりと持つということで非常に評価できているんですけども、その中で、日常生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要であるというところの文言が非常に重要ではないかというふうに考えていますが、魚沼市にとっては、運営協議会において認められた場合ということなんですが、この運営協議会というのはどのような性質で、どのような方がいらっしゃいますか。

青木福祉課長 ケア会議の構成員、その他地域の高齢福祉の推進のために市長が適当と認められた者により構成しております。したがって、ケア会議との関連性もここで十分達成されると考えております。

渡辺委員 大平委員の心配しているのは、まさしくここに先ほどの事業所の困難事例がしっかりと上がってきて、ここでケア会議がちゃんと運営できるような仕組みづくりが必要でしょうということだと思うんです。条例の審査ですのでそのところは皆さんがご理解

いただけるような内容になっていますので、その意味において、やはり魚沼市の条例一つ一つ見ていきますと、今回の第6期介護保険事業計画との整合性がとれているのかどうか、いかがでしょうか。

青木福祉課長 現在ご承知のように魚沼市は1つの区域としていることで、渡辺委員からも常日頃中学校区単位というようなご意見を伺っておりますが、第6期の計画を進める中でその辺についても検討させていただきたいと考えております。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第32号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) よって、議案第32号 魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(18) 所管事務調査について

・新斎場建設事業について

関矢委員長 日程第18、所管事務調査についてを議題とします。新斎場建設事業について、資料が提出されておりますので、執行部に説明を求めます。

真島環境課長 先般の委員会でお話がありました地質調査の成果報告書を提出してございます。図面等もありますのでご覧いただきたいと思っております。業務の概要としましては、ボーリング調査ということであります。工期は、平成24年11月1日から25年3月25日まで調査をさせていただきました。その調査内容については、この報告書のとおりであります。

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 今いただいても、質疑も何も見て正直言ってわかりません。報告書を今いただいた中で、業者からこれが出てきたわけですがけれども、報告を受けたと思うので、私たちにも報告を受けたときの、これになぞってわかるように説明いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

真島環境課長 (資料「魚沼市斎場建設地質調査業務委託報告書」により説明)

渡辺委員 報告はこのようになりましたということなんですけれども、これが業者から出てきたときに、要するにこれは基本設計と同時になされているんですかね。

真島環境課長 本事業については、基本設計をしておりません。基本計画をつくって、その後調査をして、実施設計に入ったということでもあります。

渡辺委員 そうしますと、基本設計する前に地質調査をしっかりと終えているということでしょうか。

真島環境課長 基本計画の後、調査をして、その後すぐ実施設計に入ったということです。ですので基本設計を行わなかったということです。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (14 : 36)

休憩中に懇談的に意見交換

再開（14：37）

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

渡辺委員　時系列で私たちが今検証させていただいているのは、やはり杭打ちの工事のことですとか、それからがれきが出てきたりですとか、正直なところ当初予定していた工事金額がどんどん追加になっていくという中で、本当にそこが選定していい土地だったのかということが事前にわかっていたのかどうかということだと思っんです。土地の選定に当たって、この地質調査をするということについて、魚沼市は何のために地質調査をするのかということになっているんですか。

真島環境課長　地質調査については、建物を建てるに当たって建物の安全性等を確保するためにボーリング調査を行って基礎などの強度を上げる設計をするための調査だと思っております。

渡辺委員　まず、土地を選定する段階で、ここがその建物を建てていい土地であるかどうかという判断材料としても地質調査というのは使われると思いますが、そこはどうお考えですか。

真島環境課長　確かにそういう部分はあるのかもしれませんが、今回の斎場に関しては、斎場という用途を考えた場合に、まず場所というのが一番大切ではないかということで、それで議会の委員会の方々からも視察等を行っていただいていた場所選定をしていただきました。まず第一には地質調査ありきで場所が選定されるとは思っておりません。地質調査は、あくまでも建物等の設計の段階において必要な資料と理解しております。

渡辺委員　一般的には地質調査も含めた上で、確かに位置、場所、またそういった施設の性質上どの場所がいいだろうかということは当然あります。ですから、地質調査の結果が悪かったとしても、その土地を選ばざるを得ない場合というのは、当然あるかと思っます。ただ、その場合に、その情報も含めて土地を選定する理由としてやはり開示していくことでなければ、正しい議決あるいは正しい判断というのはできないと思っすけれど、そのあたりは他市はどのような事例があるかご存じでしょうか。

真島環境課長　他市の事例については、調査しておりません。（「委員長」と呼ぶ者あり）

渡辺委員　小さな金額ですとか、あるいは面積も小さいというときであれば、地質調査をする前に場所を決めてしまうこともあるかもしれませんが、このところいろんなことがあったので私もホームページ等でいろいろ調べさせていただいた中では、やはりいくつかの選定をする段階で地質調査も一緒に行いながら、そして住民に対する開示等も行いながらしている市が、今は主流になりつつあります。確かにこれまでのやり方として市の中で…（「質疑に徹してください」と呼ぶ者あり）質疑に徹しています。…

関矢委員長　続けてください。（「整理してください」と呼ぶ者あり）

渡辺委員　で…（「委員長」と呼ぶ者あり）

関矢委員長　いや、所管事務なので続けてください。しばらくの間、休憩とします。

休憩（14：44）

休憩中に懇談的に意見交換

再開 (14:45)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。質疑を続行します。

渡辺委員 それで…(「持論ばかり提示してないで質疑を」と呼ぶ者あり) 委員長、何とかしてください。(「整理してください」と呼ぶ者あり)

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休憩 (14:45)

休憩中に懇談的に意見交換

再開 (14:46)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。簡潔に質疑をお願いします。(「時系列に勉強してきた」と呼ぶ者あり)

渡辺委員 今は時系列の話をしておりません。(「時系列してるんじゃない」と呼ぶ者あり) ほかの自治体がどうであるかということは…(「視察も行った」と呼ぶ者あり) 視察は自分の市だけでございますし、そのときにどういうふうにして位置を決めたかというところですか、選定のときに地質調査がどういうふうになってたかということについては、視察の段階ではきちんとしておりませんので、今ここで地質調査がどのように他市で行われているかということをお聞かせいただいていますので、実際にうちとしては地質調査の結果が選定の理由のときに一緒になって出てこなかったわけですね。そのところについては、やはり土地を決めるときに地質調査を本来は一緒にすべきだというふうに私は思うんですけども、この結果が出たときに業者からはどのような工法が必要であり、その場合の金額ですとか、そういったものに対する…(「提示ありましたよ」と呼ぶ者あり) 提示が、地質調査の段階のいつなされたんでしょうか。

真島環境課長 この委託の報告書は、最終的にでき上がったのが25年3月ということで報告書をいただいております。この中では、どういう工法でどのくらいお金がかかるという委託までをしているわけではありません。あくまでも地質がどうかということでございます。したがって、最終的な基礎の工法の選定については、構造物の荷重や経済性、環境性能などを考慮して決定する必要があるということで業者からいただいているところであります。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休憩 (14:46)

休憩中に懇談的に意見交換

再開（14：55）

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

渡辺委員 25年9月24日に土地の取得についての上程がされておりますけれども、そのときには委員会のほうから不動産鑑定書を資料として提出するようというので、それは一般的な価格よりは高いのではないかという調査として資料をいただきました。今ほどの地質調査のことについては、この段階でもし出していただいていた中で審議をして、そして多少工法としてお金がかかるけれども、でもこの場所がいい場所であるので審議させてくださいと、これを可決していただきたいというのであれば、条件も踏まえた上で議会が議決したというふうになると思うんですけれども、3月の時点でこれが出ているにもかかわらず、これを出さずに審議したということについては、やはり条件がみんなわかった上で審議したというふうには言いづらいところがあるかと思うんですけれども…

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休憩（14：57）

休憩中に懇談的に意見交換

再開（14：58）

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。先ほどの休憩中に市長が答弁しておりますので、この件の質疑については終結させていただきます。ほかにありませんか。（なし）これで質疑を終わります。本件については、引き続き調査していくこととします。

（19）閉会中の所管事務等の調査について

関矢委員長 日程第7、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

（20）その他

・国民健康保険に係る平成27年度税制改正について

関矢委員長 日程第20、その他を議題とします。最初に、国民健康保険に係る平成27年度税制改正について、健康課長に説明を求めます。

金澤健康課長 1月14日に平成27年度の税制改正大綱が閣議決定されています。今国会で地方税法の一部改正が予定されていることに伴いまして、国民健康保険税条例についても同様に改正を予定しております。地方税法の一部改正につきましては、今、国会で審議を始

めましたけれども成立が3月後半となる見込みでありまして、議会での審議のいとまがないため、昨年も同様でありましたが年度末で専決処分をさせていただきたいと考えております。次の議会で報告させていただきますので、よろしくをお願いします。(資料「国民健康保険にかかる平成27年度税制改正について」により説明)

関矢委員長　これから質疑を行います。

渡辺委員　今の説明だけですと少しわからないところがあるのでお聞かせいただきたいんですけども、低所得者に軽減措置をすることによって魚沼市の方たちはどのくらい軽減措置がされるのかというあたりはわかりますか。

金澤健康課長　額は今わかりませんが、7割軽減、5割軽減、2割軽減があります。魚沼市内の1月1日の状況で被保険者数の中で49%が軽減を受けています。それが今改正によって50%以上の方が軽減されると思っています。

渡辺委員　50%くらいの方が軽減される方が増えるというのは嬉しいんですけども、実際には低所得者の方々が今までの保険料に比べると負担増のところがあるのか、あるいは負担減になるのかということはどうなんでしょうか。

金澤健康課長　5割軽減、2割軽減という部分で拡大され、今まで対象とならなかった方が対象となるので、金額的なものは言えませんけれども、多くの方が軽減を受けられることとなります。

渡辺委員　今私が聞いたのは、個人的に今まで例えば年間3万なり5万だった方がいらっしゃると思うんですけども、そういう方たちが増えるのか減るのかということです。人数が増えるのではなくて、金額が増えるのか減るのか。

金澤健康課長　金額的に減る方が増えます。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) 本件については、平成27年度税制改正に伴い例年のとおり3月末に国保税条例の一部改正について専決処分する予定であることについて、説明、報告を受けました。本件については、以上とします。ほかに執行部からありませんか。

金澤健康課長　市長の行政報告でもありましたとおり、医師等修学資金返還請求訴訟について、父への訴えを取り下げたということで、これまでの経過についてお手元に資料をお配りしております。よろしくをお願いします。

関矢委員長　これから質疑を行います。(なし) なければ、本件については、以上とします。ほかに執行部からありませんか。

真島環境課長　斎場に関わる墓地について、先般の委員会で、希望によって順次整備していくという説明をさせていただきました。平成28年に工事を予定している部分については、27年度中に数等についてある程度把握したいということで、今月の市報及びホームページにおいて希望を集める予定としておりますのでご報告させていただきます。

関矢委員長　これから質疑を行います。(なし) 本件については、引き続き調査していくこととします。ほかに執行部からありませんか。(なし) 委員からはありませんか。

渡辺委員　2点ほどお願いします。先ほど地域密着型のところをしっかりと今現在の状況と、それから国が求めているいろいろな政策で足りない部分が魚沼市がどういうのがあるかといったところを勉強させていただきたいというのが1点。それともう一点は、先ほどの執行部の答弁の中で、議会の議決の際に求められなかったので提出しなかったというよう

な答弁だったんですけれども、本来重大な、例えば金額等に関わるような資料というのは、求められなくても執行部には説明責任があると思います。

関矢委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（15：08）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（15：10）

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。ほかにありませんか。

大平委員　1点は提案で、1点は環境課長にお聞きしたいことがあります。1点は、現地調査、介護のことが法律改正だとか条例制定とかで質疑等も非常にままならないことがあります。それは、1つは渡辺委員が言ったように勉強会をするということもあると思います。でもやっぱり現場を知ることが非常に大事だと思いますので、これも以前に言ったと思いますが、現地調査等を含めてこれから取り組んでいく課題としてやっていただきたい。特に私が思っているのは社会福祉法人、介護事業者、民間も含めてです。それとプラスして障害者施設など、私が議員になってから行っていないと思いますので、お願いします。もう一つは、入札のことでこれも齋場絡みですが、建設についての実施設計について、平成25年の7月に行われた設計業者の指名競争入札で、私から見ると非常に不自然な入札の形がありました。入札の予定価格が2,100万から2,200万、落札が565万と非常に少額な入札となっております。この辺について、環境課長の見解をお伺いしたいと思います。

真島環境課長　これは、齋場の建築の実施設計を委託する業務であります。言われるように予定価格については2,100万円でしたが落札額が593万2,500円、これは税込みですけれども、大分安く入札がされました。一般的に私どもが予定価格を設定するに当たっては、設計書を積算をしておりますが、これについてはそれなりの基準に基づいてやっておりますが、入札業者がどの程度で入札するかはわかりません。一般の土木工事等については、現在は最低制限価格を設けて、それ以下の入札ではだめだということになっておりますが、委託については今まで私の知っている限りでは最低制限価格を設けていないようであります。そんなことで、ごく安価な契約になったと思っておりますが、これについてはそれぞれの業者において仕事の都合もあるかと思っておりますので、私どもに問題があったということではないと思っております。

大平委員　既に終わっていることで今言うべきことではないかもしれませんが、でも、このような入札が、これはネットで出ているわけなので、非常に不自然と思われるような、数字上からも一般の方から見てもこれはどうなんだということで、ちゃんと答えられるようにしていかないと、透明性の確保ということがありますから、それについて検証すべきではないかと思っております。問題があったか、なかったかということよりも、事実確認をちゃんと踏まえて、これからいろいろな大型公共工事もありますが、そういうときに理路整然と正当性を持った形でやらないと、これは本当に齋場建設でいろいろ議論がありますが・・・（「それはちゃんと委員会で審議しているんで」と呼ぶ者あり）ぜひその辺の襟を正して

いただきたいと思います。

関矢委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（15：15）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（15：16）

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。ほかにありませんか。（なし）なければ、
その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思
いますが、ご異議ありませんか。（異議なし）本日の福祉文教委員会は、これで閉会とし
ます。

閉　　会（15：17）